

台風19号の被害該当地区の組合員の皆様へ

前略 台風19号により住宅や家財の被害を受けられた組合員の皆様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧されますよう祈念いたします。

CO・OP共済《たすけあい》(ジュニア20コースを除く)にご加入の場合は住宅災害共済金、CO・OP火災共済・自然災害共済にご加入の場合は「風水害等共済金」をお支払いできる場合があります。

なお、災害救助法が適用された地域に居住するご契約者様を対象に、共済掛金の振替について、最長6ヵ月の猶予を設けております(共済掛金の払込を免除するものではありません)。

草々

記

1. 住宅(建物)や家財の損壊があった場合(《たすけあい》の場合)

CO・OP共済《たすけあい》(ジュニア20コースを除く)には住宅災害共済金の保障があります。住宅災害共済金は、被共済者(保障の対象となる方)の居住する住宅またはその住宅の家財が対象です。お支払いのできる場合は次のいずれかとなります。

罹災程度	請求対象となる事例	共済金額例*
床上浸水	・床上まで浸水した場合(物置等付属建物への浸水は含みません)	3万円*
一部壊	・壁・瓦等の住居の一部や家財が破損し、合計20万円以上の損害額になった場合	3万円*
半壊	・浸水し、1階の床面から150センチ以上浸水した場合 ・屋根の半分が損壊し、家の中から空が見えている状態	15万円*
全壊	・浸水し、屋根部分まで浸水した場合 ・住居全部が流されてしまった場合	30万円*

※この表は、以下のコースの共済金額です。これ以外のコースの共済金額は共済証書でご確認ください。

女性コース(L2000・L3000・L4000)、医療コース(V1000・V2000)、ベーシックコース(R3000・R4000)

【ご注意ください】

- ・門、塀、カーポートなどの付属工作物の損害も住宅の損害額に含みます。
- ・営業用のもの、通貨・有価証券、貴金属・骨董品・美術品、庭木などの植物、自動車等は対象とはなりません。
- ・罹災(被災)証明書に罹災程度(全壊・半壊等)の記載がある場合、表の事例に関わらずご請求いただけます。

2. 《たすけあい》加入者で請求対象となる被害があった場合

《たすけあい》住宅災害共済金の請求対象となる場合には、ご請求に必要な書類等をホームページに掲載しておりますので、案内をご確認の上ご請求ください。お電話での受付をご希望の場合は0120-08-9431までお問い合わせいただければ、必要事項を確認の上、請求書類を送付いたします。

《たすけあい》にご加入の方

- ◆ホームページからの必要書類取得 ⇒ <http://coopkyosai.coop/2019taihu19>
- ◆台風受付専用フリーダイヤル ⇒ 0120-08-9431 9時~18時(日曜日定休日)
- ◆掛金振替猶予のお問い合わせ ⇒ 0120-50-9431 9時~18時(日曜日定休日)



3. 火災共済・自然災害共済のご加入者で被害があった場合

火災共済・自然災害共済のご請求は下記の0120-6031-43までお問い合わせください。または、ホームページからの受付もご利用ください。

※風水害等の共済金は、損害額が10万円を超える場合、または床上浸水をこうむった場合にお支払いしております。

火災共済、自然災害共済に加入の方 ⇒ 0120-6031-43

- ◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。
CO・OP火災共済コールセンター 9時~18時(日曜日定休日)
- ◆共済事故(住宅損害)の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。
CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能
- *ホームページからの受付もご利用ください。
(24時間365日受付可能)

CO・OP火災共済 住宅災害受付専用フォーム

検索

以上